

移住支援金適合チェック表(マッチングサイト就職・専門人材による就職・起業支援金)

□はすべて、○はどちらか

移住支援金の申請にあたっては、次のすべての要件を満たすこと				
移住元要件	☐	(1) 次のすべてに該当すること		
	ア・イ 全てに 該当	☐	ア 転入する直前10年間に通算して5年以上、「東京23区に居住」または「東京圏(条件不利地域を除く)」に居住し、東京23区に通勤・通学※」	
		☐	イ 次のいずれかに該当すること	
		い ず れ か	☐	(ア) 転入の日前1年間に於いて、連続して東京23区に住所を有していること
			☐	(イ) 転入の日前1年3月間に於いて、連続して1年以上、東京23区へ通勤・通学※しており、かつ、その期間の初日から転入の日の前日までの間に於いて、東京圏以外の区域に住所を有していないこと
	☐	(ウ) 転入の日前1年間に於いて、東京23区に住所を有した期間又は東京23区へ通勤・通学※した期間以外の期間がないこと		
※ 通勤:被用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。 ※ 通学: 東京23区の大学等(大学・大学院・短期大学・専門職大学・高等専門学校・専門学校)を卒業後に東京23区の企業に就職した者について、通学期間を算入できる。				
移住先要件	☐	(2) 次のアからオまでのすべてに該当すること		
	全 て に 該 当	☐	ア 移住支援金の申請のあった日(以下「申請日」という。)から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者であること	
		☐	イ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	
		☐	ウ 倉敷市税の滞納がないこと	
		☐	エ 倉敷市テレワーク移住支援補助金やくらしき移住者応援補助金、本市又は他の団体から同種の支援金等の交付(世帯員として受けたものを含む。)を受けていないこと	
		☐	オ 次のいずれかに該当すること	
	い ず れ か	☐	(ア) 日本国籍を有する者であること	
☐		(イ) 外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること		
就労要件	☐	(3) 転入に伴い、東京圏以外の区域に所在する勤務地において就労している者であつて、当該就労の状況が、次のア・イ・ウのいずれかに該当すること		
	ア・イ・ウの い ず れ か	☐	ア <u>中小企業等に就職した場合</u>	
		全 て に 該 当	☐	(ア) 就業先の求人情報が、県のマッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載されているものであること
			☐	(イ) 就職した中小企業等の求人情報に対する応募の日が、当該求人情報がマッチングサイトに掲載された日以後であること
			☐	(ウ) 3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと
			☐	(エ) 中小企業等との間で勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約を締結していること
			☐	(オ) 申請日において、就労開始の日から3月以上継続して就労しており、かつ、申請日から5年以上継続して就労する意思を有していること
	☐	(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること		
	☐	イ <u>専門人材として就職した場合</u> 転入に伴い、東京圏以外の区域に所在する勤務地において就労している者であつて、次に掲げる要件の全てを満たしていること		
	全 て 該 当	☐	(ア) 国または県が規定する専門人材である	
☐		(イ) 事業主との間で勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約を締結しており、かつ、目的達成等による離職が予定されているものでないこと		
☐		(ウ) 上記「就労要件ア(オ)及び(カ)」の要件を満たしていること		
☐	ウ <u>起業した場合</u> 岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に規定する起業支援金の交付決定を受けており、かつ、申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと			
世帯要件	☐	(4) 2人以上の世帯として移住支援金の交付を受けようとする場合は、申請者以外の世帯員について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること		
	全 て に 該 当	☐	ア 移住元で申請者と同一世帯に属していた期間を有すること、かつ、申請日において申請者と同一世帯に属していること。	
		☐	イ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	
		☐	ウ 倉敷市税の滞納がないこと	
		☐	エ 倉敷市テレワーク移住支援補助金やくらしき移住者応援補助金、本市又は他の団体から同種の支援金等の交付(世帯員として受けたものを含む。)を受けていないこと	
☐	オ 申請日において、転入した日から3か月が経過し、かつ、1年が経過していないこと			
申請期限	☐	(5) 申請は、転入の日から3か月以降、1年以内である		